

第 1 事 業 報 告 書

I 事 業 の 概 要

令和 4 年度におきましても、県の定めた県政改革方針（令和 4 年度実施計画）に基づき、県及び公社を通じ効率的な執行体制を構築するとともに、事業量の確保や効率的な予算の執行を図り、健全経営に努めました。

具体的には、

- ① 引き続き、公社職員 6 名を県職員に併任して、加古川土木事務所をはじめ 3 土木事務所に派遣し、県と公社の用地取得体制の一元化による県土木事業用地の円滑かつ効率的な取得に取り組みました。
- ② 県からの要請により、山地防災・土砂災害対策計画に基づく但馬・丹波地域の砂防事業に必要な用地の取得に取り組みました。
- ③ 公社の持つ専門性を発揮すべく、専門職員が配置されていない県の部局や経験豊富な専門職員の減少が進む国の事業も受託しました。用地取得事業では、国直轄の加古川河川改修（滝野地区）、国道 176 号名塩道路、県事業の網干新舞子線他を、造成事業では、洲本実業高等学校や県営白川台住宅の工事等を受託しました。
- ④ 用地処分においても加古川河川改修（滝野地区）ほか河川用地や国道 176 号名塩道路、塚口長尾線ほか道路用地などで着実に実績を収めました。

一方、公社自主事業土地として保有している完成土地等及び賃貸事業の用に供する土地において、土地の再評価を実施したところ、市場価格に下落がみられたことから、土地評価損を計上しました。

これらの結果、令和 4 年度の決算は、経常損益において、86 百万円の利益を確保しましたが、最終損益では 2,030 百万円の損失となりました。